

厚生文教常任委員会

平成 2 7 年 8 月 7 日

葛 城 市 議 会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成27年8月7日(金) 午後2時30分 開会
午後4時11分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	朝岡 佐一郎
副委員長	増田 順弘
委員	川村 優子
〃	藤井本 浩
〃	赤井 佐太郎
〃	西川 弥三郎
〃	白石 栄一

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	下村 正樹
議員	内野 悦子
〃	岡本 吉司
〃	吉村 優子
〃	阿古 和彦

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥
副市長	生野 吉秀
教育長	大西 正親
総合政策企画監	本田 知之
教育部長	吉村 孝博
学校給食センター主幹	松田 和男
総務部長	山本 眞義
総務財政課長	安川 誠
〃 補佐	吉村 雅央

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田 馨
書記	中井 孝明

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第49号 財産の取得について (葛城市学校給食センター備品等購入)

開 会 午後2時30分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでございます。朝から本会議が招集されまして、この付託議案1議案でございますが、慎重にご審議をお願いいたしたいと思っております。

委員外議員がいらっしゃいますのでご紹介いたします。岡本議員、吉村議員、阿古議員、内野議員でございます。

一般の傍聴の取扱いについてお諮りいたします。本委員会においても一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

朝岡委員長 発言される場合は挙手をいただいて、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードもしくは電源をお切りいただくようお願いいたします。

それでは、ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入りたいと思っております。

お手元でございます議第49号、財産の取得について(葛城市学校給食センター備品等購入)を議題といたします。

それでは、本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご提案いただきました議第49号、財産の取得について(葛城市学校給食センター備品等購入)の契約の締結についてでございます。本件につきましては、新給食センターが9月1日から稼働することに伴いまして、小・中学校、幼稚園に給食を提供するために必要な備品等消耗品を購入する契約でございます。物品の発注につきましては、平成27年6月12日に指名競争入札を実施させていただきまして、5社を指名し、うち4社が応札を行い、株式会社中西製作所が落札いたしました。契約金額は7,225万2,000円で物品購入契約を締結しようとするもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして上程させていただいております。

本仮契約の締結日は平成27年6月15日となっております。本来でございましたら6月議会において上程させていただかなくてはなりませんでした。物品の仕様について精査させていただいている中で遅延が生じまして、その時点で6月議会に上程する時期を逸することとなりました。仮契約の締結日から本日まで2カ月近く経過しておる中で、大変遅くなりましたことを、この場をおかりいたしましておわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、お手元に配付しております物品売買仮契約書につきましてご説明申し上げます。

発注者は葛城市で、受注者は中西製作所奈良営業所でございます。第2条では、この契約の要項でございますが、契約名称は葛城市学校給食センター備品等購入でございます。品名、規格、数量につきましては仕様書のとおりとなっております。売買代金は7,225万2,000円でございます。納入期限は平成27年7月31日となっております。納入場所は葛城市寺口1666番地1、葛城市学校給食センターでございます。契約保証金は免除でございます。第3条につきましては権利義務の譲渡等ということございまして、受注者はこの契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならないという内容でございます。第4条は納入の通知でございます。受注者は物品を納入したときはその旨を発注者に通知するという内容のものでございます。そのほかにつきましては、第9条では瑕疵担保、第10条では履行遅延における損害金、第11条では談合等不正のあった場合の違約金等々、一般的なとおりの契約内容とさせていただいております。一番最後のページにつきましては、第16条、本契約の確定でございます。この契約は、葛城市議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定する契約に該当する場合は、本契約を仮契約とし、市議会の議決があったときは、この契約書と同一の条項により本契約を締結したものととなっております。契約年月日は平成27年6月15日でございます。

もう1枚、その後に物品売買変更仮契約書を添付しております。納入期限の変更でございます。第1条の納入期限平成27年7月31日を、物品等の使用の精査をしておりました関係上、平成27年8月20日に延長するものでございます。契約年月日は平成27年7月10日でございます。

以上が仮契約書の内容でございます。

その後、物品の明細書を添付しております。この内容説明につきましては、松田主幹の方からご説明申し上げます。

朝岡委員長 松田主幹。

松田学校給食センター主幹 それでは、お手元に配付させてもらっております資料に基づいて説明させていただきます。

まず、備品ということで32点ほどあるんですけども、まず1番目の食器かごといいものは、アレルギー食配送用のかごとということで上げさせてもらっております。次に、2番から4番が食材用のはかりでございまして、5番から9番につきましては食材の温度をはかたり、あと、水道水の残留塩素の測定器、それとまた、できたものの塩分とか糖度をはかる機械となっております。10番のスパテラスタンドと申しますのは、スパテラというのは大きいかごをかき混ぜるスコップ状のようなもので、それを立てておくためのスタンドでございます。次に、11番で大きい缶詰類を切る電動の缶切り機、12番では屋外用のごみ入れ、13、14で配送用の台車となっております。15が掃除機で、16が脚立、17から20につきましては各学校に配送する汁物等を入れるステンレス製の給食の缶となっております。21から32がそれぞれの食器のかごとかトレーのかご、箸のかご、スプーンのかご、備品といいものはお玉とかトングとか、そのようなものを入れるかごととなっております。

次のページにまいりまして、消耗品ですが、消耗品としましては全部で81品目ほどござい

まして、1番目から、汁わんに始まりまして飯わんまでは給食用の食器となっております。9番がそれぞれ子どもさんに配るときに必要なトレー、盆ということで、10から12が箸になっております。13がスプーン、14の真空断熱フードジャーと申しますのはアレルギー対応容器として考えているもので、15番につきましても小容量配食容器ということで、アレルギー対応の容器として考えております。16がお玉、17がヌードルしゃくしということで、麺類用のしゃくしでございます。18がトング、19から24がホテルパンということで、給食調理器具に蒸気を利用して煮たりするスチームコンベクションという器具があるんですけども、その敷き皿のようなものです。25、26が先ほど言いました大きい釜を混ぜる用のしゃもじとか、スコップ状のようなものになっております。27から29が給食のできたもののすくい網とか、分けるためのひしゃくとか、麺類用のひしゃくとかになっております。30番としましては、食材をそれぞれ洗ったりした後に次の工程に送るために入れるざるになっております。滅失コンテナということで、これはプラスチックの角型の入れ物で、食材また廃棄物を入れるような入れ物と考えております。次のページの33番から38番までは、それぞれざる類でございます。39から42がボウル類で、43、44がそれ用のふた、45、46もたらい、47、48が先ほども言いましたが、これも給食用のすくい網となっております。49、50がひしゃくで、51のシャープナーというのは包丁研ぎ用の器具でございます。52で牛刀包丁で、53も包丁の種類の一つです。54、55でまな板となりまして、56、57がキッチンばさみ、58が泡立て器、59がストレーナー、60がピーラーとか皮むき器、61が簡単な缶切り、62がジャガイモ等の芽取り器、63につきましても調理用のトング、64がこれも調理用の熱にも耐えるシリコンのゴムへらとなっております。65、66に片手鍋類、続きまして次のページで、67から68もそれぞれ鍋でございます。69が食材の保管用の角バット、70のターナーですけれども、ターナーというのは調理用のフライ返しのようなものでございます。71、72がそれぞれ調味料等をはかる計量スプーンでございます。73がごみバケツ、74、75もごみ箱類でございます。76がドアストッパー、77、78がそれぞれ表示用のスタンドになっております。79が普通のマット、80、81がスリッパ類となっております。

以上、合計で113点となっております。

以上ですので、どうかよろしくお願ひいたします。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明を願ひました件につきまして、質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 それでは、議第49号、財産の取得について質疑を進めてまいりたい、このように思います。

まず、入札結果公表書が手元にありますけれども、この公表書を見ますと、落札金額が6,690万円、予定価格に対して95.57%ということになっております。めったにこういう入札をすることがないわけで、ちょっとこれは想像しがたいわけでありまして、先ほどの総務建設常任委員会の財産の取得からすれば、落札率は低い状況だなど。総務建設常任委員会では99.4%から99.7%と、そういう高い落札率であったと。本当に競争がされているのかと。地方自治法の第234条の競争性や透明性、公正性そのものが発揮されている入札にな

っているのかという点が非常に疑わしかったわけでありますけれども、本給食センターの備品等の購入においては、そこそこの落札率かなど。しかし、実際にはもっと安くなるのではないかというふうに思います。

そこで、1点だけお伺いしておきたいと思います。この入札結果表の中で、先ほどの総務建設常任委員会の入札結果表を見てみますと、辞退とか不参加とか、たくさんそういう事例が出ていました。指名をしているわけでありますけれども、もちろん指名に応じて参加してくれるところもあるんですけど、多くの業者が辞退するとか不参加とかいうふうな例が出ていて非常に気になりましたけれども、ここでは株式会社アイホー大阪支店が入札を辞退しているわけでありますけれども、この点は多分把握されていないというふうに思うんですけども、どのような理由で辞退されたか。やっぱり本来は、私は、不参加にしても辞退にしてもやはりその理由についてお伺いし、次の入札契約事務に生かしていくということが求められるというふうに思いますので、そういう点で、こういう機会でありますのでお伺いしておきたい、このように思います。

次に、備品そして消耗品が、合算というか含められて入札、契約が実施されているということについてお伺いしてまいりたい。このたびの財産の取得に係る予算の平成27年度学校給食特別会計予算の当初予算において、学校給食総務費、備品購入費の庁用備品購入費として4,370万円が計上されておりました。また、学校給食管理費においては、需用費の消耗品費として3,650万円が計上されていたものであります。双方の予算を足してみますと8,020万円になるわけでありまして、この財産の取得の入札結果からすれば、大体94.26%程度になっているということであります。この財産取得において、議決の対象となるべき動産に当たるものは、私は庁用備品に当たるのではないかと、このように思うわけでありますけれども、これは地方自治法施行令を見ても、解説書を見ても、なかなか明確に書かれていないので、判断しにくいわけですが、それに合わせて消耗品も含めて入札に付しているんですね。これはどのような考え、どのような理由によって、備品と消耗品を合わせて入札にかけられたのか。まずこの点をお伺いしておきたい、このように思います。

もう1点、備品や消耗品の納入の履行期間は、7月10日付の変更仮契約によって7月31日から8月20日に変更されています。つまり、当初の7月31日から20日間延長されたということになるんだと思うんですが、これは、きょうが議案提出、そして議決、更に本契約となっていく起点になるわけでありますけれども、では納入が開始される日というのはいつからになるのか、この点をお伺いしておきたい。

まず3点についてよろしくお願ひしたい。他の委員の質疑も受けながらしていきたいと思ひますので、個々の質疑を細かくやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

朝岡委員長 安川課長。

安川総務財政課長 総務財政課の安川でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、1点目にご質問ございました5社の中の1社、株式会社アイホーでございますが、辞退届の理由といたしまして、今般の納入物品の中に一部取扱いのない商品がございますということでの辞退でございました。

以上です。

朝岡委員長 吉村部長。

吉村教育部長 備品の納入の開始日でございます。これにつきましては、本契約締結後に納入開始ということになります。

朝岡委員長 松田主幹。

松田学校給食センター主幹 備品と消耗品を1本で入札したということですが、扱う業者がそれぞれそのものを両方扱っているということで、1つにして入札させていただきました。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 入札結果における辞退について、課長からご答弁をいただきました。一部取扱っていない品物があったということで、入札に参加できなかったということでもありますけれども、これは業者選定委員会の中で十分に議論をし、業者を指名したというふうに思うわけでもありますけれども、ここまで細かく業者選定委員会を見て業者を決めていくということはなかなか難しいかわかりませんが、そこはこのたびのこういう結果を教訓にして、はなから辞退者を生むということでは困るわけですね。規定は2社以上あれば指名競争入札をするということでもありますけれども、やはり考え方としては、法の規定に基づいて競争性を発揮する入札にするべきですね。指名業者をできるだけふやして、たくさんの業者が参加していただける、こういう環境をつくるということが行政の役割だというふうに私は思いますので、ぜひ教訓にしていただきたい、こういうふうに思います。

次に、消耗品そして備品を含めてこのたびの入札にかけておられるわけでもあります。この理由について松田主幹から、業者が双方を扱っているということであるというご答弁がありました。私はそれだけではどうなのかというふうに思います。例えば予算額にして備品購入費が4,370万円、消耗品費が3,650万円、これはいずれを足し込んでもやっぱり2,000万円を下らないから、これはもう当然議会の議決を要する議案として提出しないとイケないという、そういうのはわかります。じゃあ、例えば備品購入費が1,900万円相当であって、消耗品費が500万円程度であったとしたなら、これは業者が双方を扱っているから合わせて実施することにならないと私は思います。そのようにしていただければ、私たち議員はそれだけ市民の負託に応じて公正・公平な行政執行に強くかかわっていけるわけでもありますから、それは歓迎できるんですけども、双方、備品も消耗品も扱っているからごっちゃにしてやったということは、私はそれはありがたいことだけれども、法の趣旨からしたら、施行令で動産というふうに書いてありますけれども、支出については2,000万円以上ということになっているわけで、ただこれだけではなかったんでしょう。やはり一緒にすることによっての経済的な面も考えておられたのだというふうに思いますけれども、法の趣旨からしたら、動産物品に相当する備品と消耗品は、やはり分けて処理すべきではないのかというふうに思います。その点、改めてそのご答弁をお願いしておきたい、このように思います。

それから、吉村部長の方から、今回の仮契約、そして、これが議会で議決されたならば、いつから備品や消耗品が納入されるのかということでありましたけれども、部長は、この本会議において議決され本契約が結ばれてからと、こういう答弁だったと、これは当然のこと

であろうというふうに思いますけれども、きょうは8月7日なんですね。この物品の納入が20日間延長されたとしても、あと13日しかないですね。8月10日には私ども議員も給食の試食会に招待されております。新しい食器、新しいスプーン、新しいお箸で、やはり試食会に臨みたいというふうに思っているわけでありましてけれども、これは実現が難しいと言わざるを得ないですね。そういうことになりますね。まあそれはいいんです。やはり問題は、2学期は始業式が8月25日ぐらいになるんですか。そして、給食が開始されるのが9月1日からということであります。本当に13日の間に113品目、これは品目ですから数量もたくさんあります。それらをただ単に納入するだけでしたらできるでしょうけれども、適正に配置し、それぞれの小・中学校、幼稚園に配送して、ちゃんと子どもたちに届けるということができるのかというのは、本当に不安に感じるわけでありまして。

そこで、この9月1日の給食に間に合うのか。8月10日の試食会のことも含めてお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 松田主幹。

松田学校給食センター主幹 先ほど備品、消耗品を合わせて購入したということですが、取扱う給食調理等の業者が同じということと、あと、合わせて購入すると少しでも安く買えるというか、割引も大きくなると見込んでそのような執行にさせていただきました。

白石委員 今後もそういう形でするんですか。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 入札全体のことを聞いておられるんだろうと思いますので、私の方から答弁させていただきます。

今回の場合は、備品と消耗品がニアリー、ほぼ変わらないというところで、取扱う業者も全く同じで、向こうの方で備品であるか消耗品なのかというのは、取扱いの業者にとっては、これは多分区別をつけていないものなんだろうというふうに思います。こういうレアケースでございますので、一括して入札という形にしたというわけでございますけれども、今後、2,000万円を超すかどうかというところで考えるのかどうかということでございますけれども、その都度それが適当であるのかどうかということを業者選定委員会の方で判断して、入札にさせていただきたいというふうに思っております。

朝岡委員長 吉村部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

白石委員の、8月20日の納入期限で13日しか準備期間がないので9月1日の給食の開始までに納品が間に合うのか、スムーズに執行できるのかという内容についてでございます。業者との綿密な打ち合わせもしておりますので、また、8月20日の納入期限は、9月1日のスムーズな実施に向けての必要最小限の期間であると考えておまして、業者も必ず間に合うという了解を得ておりますので、実施させていただくことができると考えております。

試食会につきましては、準備を事前にさせていただいていることは存じますが、納入が間に合えば使わせていただくことが可能であろうと考えているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 では、ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 それぞれ主幹、部長からご答弁いただきましたし、また、入札に付する備品あるいは消耗品の金額については、その時々状況に照らして行政の中で検討し、決めていきたいということでもありますけれども、やはり私たち議会とすれば、確かに1,800万円と500何万円の場合、これは合わせていただいて2,000万円以上にすれば議会の議決を必要とする議案になるので、その中身について審査することができるわけで、歓迎するわけでもありますけれども、やはり私は、法の趣旨にのっとり、また予算編成の趣旨にのっとり入札契約事務をやるべきではないのかということ述べておきたい、このように思います。市長が言われるとおり、受注する業者は、備品、消耗品は関係ないわけです。地方自治法は関係ない。まさに商法上の契約として、対等、平等に契約をし、やっているわけですから。しかし、私たちは、地方自治法や地方公営企業法やら法令に基づいて、より公正な、健全な自治体運営に資することとして行為権限が与えられ、これは民間の事業者にとっては迷惑な話かも知れませんね。

以上でありますので、この議論については更なる財産取得や工事請負契約の締結について参考にしていただければと、このように思います。

次に、議会の議決権にかかわって、いろいろお伺いしてまいりたいと思います。

本件は、学校給食センターの備品購入等に係る財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって議会の議決を求められているものであります。地方自治法第96条第1項は、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」と規定し、その第8号で、「前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること」と規定しています。この政令で定める基準は地方自治法施行令第121条の2第2項でありますけれども、「地方自治法第96条第1項第8号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第4上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする」と規定しています。市の場合は2,000万円以上となっているわけであります。先ほど議論したところでもあります。これをもって葛城市は、葛城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を制定し、その第3条において、「法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする」と、条例でちゃんと定めているんですね。このことをしっかりと覚えておいていただきたい、こういうふうに思います。

提示されている議第49号の財産の取得については、先ほどから議論してはいますが、予定価格2,000万円以上の動産の買入れに該当するものとして議会に付されているものでありまして、言うまでもありませんが、地方自治法第96条の議会の議決権は、地方自治体の団体意思及び議会の機関意思を決定するために議会に与えられている最も本質的、基本的な権限です。議会の存在目的、存在意義の第一に挙げられる権限であります。このことを皆さ

んとともに確認し、念頭に置きながら、更に質疑を進めてまいりたい、このように思います。

本議案の備品等の取得に係る入札は、6月12日に執行されています。本日まで実に56日間たっています。さらに、6月15日の仮契約日から53日も経過しているのです。ここにいる皆さんはご承知でしょう。この時期には6月の定例会が開催されています。6月19日から30日までの期間、12日間開催していたんですね。どうして6月議会に提案されなかったのか。冒頭で吉村部長は、6月定例会に提案されなかったことは申しわけなかったというふうに述べられましたけれども、入札執行から56日間もかかったその理由、原因について、やはりお伺いしておかなければならないと、このように思います。

この間の議会運営委員会並びに本厚生文教常任委員会協議会においては、仮契約後、先ほども説明があったように、物品の精査をする中でいろいろ不具合が生じ、詰めがおくれた、そのことによって遅延したというご答弁がありました。失念していたわけではない、このようにも答弁をされています。なぜ仮契約後に改めて詰めをしなければならなかったのか。先ほど来、松田主幹から、詳細に備品、消耗品等の説明をしていただきました。これらは当然、入札前の仕様書の中で明らかにされているものであって、この物品明細書どおりに納入されれば、私は何の問題もないと考えます。6月定例会に提案し、6月30日に全ての議案について議決したわけでありまして、30日に議決していれば、7月31日の納期に十分間に合っていたわけでありまして。そういう意味で、さきの質疑と重ねますけれども、詰めが甘かった、おくれた、遅延した、吉村部長のさきの答弁、物品の精査の中で遅延した、このような答弁では受け入れられないですよ。そのことを押さえてご答弁をいただきたいと思います。

朝岡委員長 吉村部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。ただいまの白石委員の2つの質問につきまして、まとめてではございますが、お答えさせていただきたいと思っております。

物品につきましては、先ほど主幹の方から説明がございましたように、備品と消耗品を合わせまして113種類という数多くの種類がございます。この種類につきまして、落札業者である株式会社中西製作所、そして今、委託業者が決まっております、給食業務を委託しております東洋食品も交えまして、種類ごとに精査を重ねておたつたわけでございます。また、各学校、幼稚園におきましても、配送、配食の方法が異なったものを、給食センターが1つになりますので、これらのことを統一することや、学校や幼稚園における配食作業についてまた議論を重ねる中で、食器や食缶などの数量、大きさ、重量などの確認作業を行っておたつたのが遅延の主な内容でございます。いずれにいたしましても、入札の執行までにこのような内容も行っておたつたわけではございますが、9月1日の給食開始に向けまして、スムーズに実施するために再精査を行ったところでございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 私はこのような理由、原因では納得できないですよ、このように言いましたけれども、これまでになかった若干詳しい説明がつけ加えられました。給食業務、配送業務を委託する東洋食品を交えて三者で打ち合わせをなさって、その打ち合わせの詰めがなかなかいかなかった

たということだろうというふうに思うわけでありませけれども、中西製作所とのいろんな詰めというのはわからないことはないんですけども、業務を委託する東洋食品も交えてというのは非常に微妙な問題だというふうに思います。これは突っ込んだ内容までやられているのかというのは、もう既に契約はしているわけですね。ですから、職業安定法なり諸法がかかわってくるわけでありませるので、その辺、やはり私はもっとシビアに考えてやるべきだというふうに思います。いずれにしても、この間、吉村部長並びに生野副市長の答弁は、詰めがおくれて遅延した、詰めというのは、まさに消耗品や備品の精査というか、種類や量とかそういうことかもわかりませせん。しかし、それでおくれて6月定例会に提案されなかつたというのは、これは到底納得できないわけでありませ。

1つ例を挙げてみたいと思ひます。6月定例会で補正予算が計上され、本臨時会に議会の議決を求める議案として提出されているノンステップバス、これは7月21日に仮契約を締結しています。マイクロバスは7月22日に入札が執行され、23日には仮契約が締結されています。いずれも仮契約日から16日から18日なんですね。これが、給食センターの備品や消耗品は53日かけて精査をし、詰めているんですね。それでおくれてるんです。

さらに、平成28年秋オープンを目指しています道の駅かつらぎの地域振興棟新築工事、皆さん記憶にあると思ひますが、6月定例会中の6月23日に入札を行っているんです。そして、6月25日に仮契約を締結し、6月27日に追加提案をされ、6月30日の最終日に議決され、本契約が結ばれている。実に入札日から7日間、仮契約の日から5日間という、まさにスピードある入札契約事務が執行されているわけでありませ。いみじくも市長は、7月12日のマルベリーホールで行われた農業フォーラムでの挨拶の中で、「建築というところをしっかりと、タイムスケジュールどおり遅滞なくやっけていけるよう努力しているところがございます。先般6月議会でご了承いただきまして、建物の入札が終わりました。いよいよ建築ということになります」、こう述べているんですね。これは道の駅の地域振興棟のことを言っているのだと思ひますけれども、私もやはり、事業というものはタイムスケジュールどおり遅滞なくやっけていくこと、これは当然のことだというふうに考えませ。

ところが、2学期スタート、9月1日給食開始、こういうタイムリミットが明白でありながら、仮契約から53日もかけて詰めをしている、精査をしている。これは何なんだと言わなきやなりません。ノンステップバスや道の駅事業に対する取り組み、市長の挨拶、事業の進捗に対する認識とは随分違っていることになっているのではないのでしょうか。事業によって温度差があるのでしょうか。いやいや、そうではない、チェック機能が働いていなかったのか。入札契約手続や議案として提出される手続において、どのような協議や決裁、チェックが行われていたのか。これは教育委員会並びに総務財政課等、あるいは業選の中でどのような協議、決裁、チェックが行われていたのかお聞かせいただきたい、このように思ひます。

朝岡委員長 大西教育長。

大西教育長 部長の答弁と同じことを繰り返すことになるかもわかりませませんが、まず遅延につきましては、先ほど言ひましたように、仮契約と、あと納入物品につきまして、仕様等、関係業者、そして、それまでかなり現場とは詰めてきたつもりでありませけれども、ご存じのように、

これまでの給食センターは2センターで、それまでの食器類等々は違うもので、それを統一しなきゃならないという、こういうことはあらかじめわかっておりましたので、早くからそのことについては学校現場と相談はしてきたつもりでした。ただ、ここへ来て、物品等が確定する中で、再度学校と2学期に向けましての学校での配食、こういうふうな作業等々を検討する中で、やはり改めて、購入する物品を1つずつ学校へ持ち込んだ後の作業につきまして、今までの作業がふえると、そういうような状況や学校の要望もございました。改めましてそのことを1つ1つ学校と、スムーズにいくように、安全で9月を迎えられるように、給食がスタートできるように、そのことについて学校と相談する時間もかなり必要になってきたというのが具体的に遅延したわけでございます。

その辺、ご質問のどういうチェックをしてきたかということでございますけれども、そのことは当然手続としてしなければならないということは認識しておったところでございますけれども、今言いました食器類等々の物品の搬送、それから学校、幼稚園でのそういう後の教室等への持ち込み、そういうふうなことを学校ときちんと詰めていく中で時間が要ってしまったというようなことで、その点につきましては、改めまして、そういう遅延が生じるならば、早くそのことにつきまして議会の皆さんにその遅延の実態をお話ししながら相談もしなきゃならなかったということになるかと思えます。その点につきましては深くおわび申し上げまして、改めましてそういう実情があったということをご理解いただきたいというふうに思います。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 私の方から、業者選定委員会サイドの上でご答弁申し上げたいと思います。

この案件につきましては、先ほど来、吉村部長が説明申し上げましたように、6月12日に入札を執行しておるわけでございます。5月の業者選定委員会にかかった案件でございます。予定価格等を考えますと、当然議会の付すべき案件であったわけでございます。その中で、当然総務財政課なり担当課に、入札執行後、議会に付する案件でありますので、十分なチェックを行い、6月議会に当然かけるべきであったというわけでございますが、先ほど吉村部長が説明いたしましたとおり、東洋食品を交えてのチェックがおくれたということでございます。その中で、仮契約の中の第12条の中で、発注者の解除権というものもあるわけでございます。その中で当然、業者としては納入可能ということで落札いたしておるわけでございますが、受注者の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品が納入できなかった場合につきまして、そういう精査を行った上で上程させていただいたというような理由で説明申し上げたと思います。

また、なお、今後につきましては、今後こういう遅延が起こらないように、各課のチェック体制なり、総務財政課との十分な打ち合わせを担当課と行うような指示を行いまして、今後このような遅延が起こることのないよう、業者選定委員会といたしましては体制の確認も見直しまして、そこで、こういう案件につきましても、当然、合併後、物品の契約議決については学校ICTの環境整備事業で1件あったわけでございますが、今後はこういう事案につきましては担当職員を集め、研修会等も開きながら、今後はこのような遅延が起こらない

よう努めてまいりたい、このように思っているわけでございます。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 教育長、そして副市長からもご答弁をいただきました。それぞれいろんな形で答弁の内容に新たなものが出てきているというふうには思いますけれども、予算が成立し、いよいよ物品の購入を始めるに当たって、やっぱり購入の伺いを立てるわけでありますね。これは教育長はもちろん市長まで決裁が行くはずで、そして入札時期等の協議がなされ、業選が開かれる。業選の委員長は副市長であります。そして、これを受けて総務財政課において入札執行の伺いを立てて、これも副市長はもちろんのこと、市長の決裁が行われているわけであります。そういう決裁を経て入札が実施されるわけであります。

先ほど部長の方から、仮契約書の内容について説明がありましたね。仮契約書の第16条は本契約の確定という形でご説明いただきました。この契約書自身は仮契約書として、市議会の議決があったときに、この契約書と同一の条件により本契約を締結するということであります。これは常識の話ですね。しかし、こういう常識が、業者との物品に関する精査の中で、詰めの中で遅延してきたということ、これは行政側の責任じゃないですか。私たちはどういう責任を果たしていけばいいのでしょうか。私たちは予算を議決し、通し、そして市長の強大な権限のもとに行われる入札の執行、そして契約業務に対して、やはりちゃんと適正、適法に執行されているか、競争性が発揮されているかということで審査をしなければいけない役割ですね。ところが、こここのところが飛んでいる。さっきから僕が理由は何や、原因は何やと聞くから、それはそう答えざるを得ないけれども、この契約書の中身、この契約書に基づいて仮契約を結んでいるわけです。だから、こういうことを、基礎的な基本的なことを横へ置いておいて、業者との詰めに優先する、これは議会として、議員として、私は、その詰めだけを理由にされたのでは全く立つ瀬がないわけであります。この点については今後改善していただけると副市長からの話もありましたが、また後で、どう改善していただくのか、具体的にお話を伺っていきたいと思いますけれども、やはりそここのところが抜けている。この点を更に質疑を進めて、事実に基づいてお伺いしてまいりたい、このように思います。

私が本件の財産取得について、議会の議決事件として提案されていないということを知ったのは、7月15日前後だったと記憶しております。葛城市のホームページに公表されている建設工事等入札結果一覧表、これは市民の皆さん誰でも閲覧できるんですね。この閲覧をしたときに、6月12日に学校給食センターの備品等の入札が実施され、執行されているということがわかったわけであります。しかし、私どもも余りこういう例がないので、7,000万円近い金額ですから、これはもう間違いなく物品2,000万円以上には入るだろうということであつたけれども、やはり私たちも物を言っていけないかん立場でありますから、じゃあ、この7,000万円の備品や消耗品の中で、物品というのは、動産というのはどれに当たるのかということをいろいろ調べてみたんですが、なかなか確かなものがなくて、しかし、これはめっそでいかなしやあないなというふうなことだったんですけれども、そうしているうちに、議会運営委員会を開かないかんねんと、こういうふうな委員長から連絡があり、何でやねん、

こうなってきたわけでありませけれども、実は、ここでは委員長の立場もありますので申しませけれども、理事者の方からこういう議案提出の申し入れがあったんだと、早急にやらなきゃならないということで、7月末の委員会研修を終えて翌日でしたか、議会運営委員会を開催し、さらに、8月4日には所管の本委員会協議会を開催したわけであります。もう市民の皆さんに公表されているんですね。私どもは公表されたホームページから入札が執行されているという事実がわかり、これはやはり議会の議決に付すべきものではないかということになったんですね。

そこでお伺いしておきたい。この入札結果一覧表がホームページに掲載された日時はいつでしょうか。また、ホームページへの掲載、公表はどのような基準、手順によって行われるのか。1つは、議会の議決が要らない入札によるもの、あるいは議会の議決の要るもの、これはどういうことで対応されるのかということであります。

もう1点だけ、これは確認ですけれども、この入札結果一覧表というのは、議会の議決を要する議案については、議会の議決が終わり契約をした後で掲載されるのか、いやいや、そうじゃなくて、入札が終わって仮契約が終われば掲載するのか、この点、やっぱりちゃんと確認しておきたいと思います。

よろしく申し上げます。

朝岡委員長 安川課長。

安川総務財政課長 ただいまの白石委員からのご質問でございますが、通常私どもの方では、入札の当日、大体午前中に行うわけですが、その日の結果をすぐにデータ化いたしまして、その上、当然私どもも確認した上で、ホームページの方あるいは1階市民ホールにおきまして、公表の足を踏んでおるわけでございます。ただし、今回の件につきましては、原課からの話もない中で、通常の事務どおりに進めてしまった経緯がございましたので、一旦取り下げさせていただきます。

なお、仮契約についてはどういう足を踏むかということにつきましては、議決のあったものについて公表するのが前提でございますので、本来、仮契約の段階では公表いたしません。議会での議決を得て、本契約となった場合におきまして公表するということになっておりますので、これまでそういう取り下げをした部分はございますが、今後そういうことのないように、担当課並びに総務財政課あわせてチェック体制を精査していった中で今後また進めていきたいと、このように考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 総務財政課の安川課長からご答弁をいただきました。ご答弁の中身から推察いたしますと、ホームページに掲載する時期というのは、入札が終わった時点でデータ化して、直ちに掲示するということですので、入札の実施が12日ですから、13日ごろには掲示されたんでしょうかね。そのように推察するわけです。基準、手順については詳細な説明はなかったですけれども、先ほど私も申しましたように、入札が終わった時点でデータ化して、本来ならば、やはり原課といろいろ内容をチェックして掲示するという手続が必要だというふうなことをおっしゃいましたけれども、この場合は通常の入札、いわゆる議会の議決が要らない入

札結果の例に基づいてホームページに掲載したということでもあります。これはやはり入札執行事務をつかさどる総務財政課として、本当にいかななものかと言わざるを得ません。

そして、後で聞こうと思っていたんですが、気づいて取り下げをした。私もおかしいということで、いろいろ法律や施行令を調べていたときに、資料を忘れていたので、もう一回ホームページを開いて、この入札結果一覧表をプリントしたんですよ。ところが、6月12日の入札の結果の一覧表がないんですね。あれ、おかしいかと、俺、間違っちゃったのかなと。なくなっているということなんです。どうしてこういうことになるんだろうかと。そこをやはり、教育長も言われましたけれども、こういうことがあれば、できるだけ早く議長なり所管の委員長に相談し、事態の状況を報告し、どう対処するか、そういうことを本来やらなきゃならない。ところが、全くそういうことがやられずに、本当に私どもが気づくまでは、気づいたのは副市長ですか、わかりませんが、やはり気づいたわけですね。気づいたんですよ。副市長は、失念ではありません、こういうふうに言われました。気づいたんだと、失念ではないんだということだろうというふうに思うんですけども、このような経過を見れば、議会の議決権を伴う事案に対する取扱い、入札の取扱いそのものが、非常に認識が甘い。これは、そんな、ほっといたら議会がどないでもしてくれんねん、こういうことかもわかりませんが、そういうことではないでしょう。やっぱり議会は議会としてその役割を果たす、チェックをする、そして、そういう事態があったときには素早く議長や委員長に事実を申し述べ、対応を検討してもらい、これがバランスじゃないですか。こういうことができなくて、やっぱり危機管理はできないではないですか。これも危機管理の1つですよ。間違いというのはある。あるわけですよ。だから私は、この点は本当にこれを契機に心して対応していかなくちゃならない、こういうふうに思います。

削除したのはいつごろやねん。16日か。

朝岡委員長 安川課長。

安川総務財政課長 ホームページの掲載から削除いたしましたのは、7月10日ということでございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 7月10日には削除された、その理由はもうこれ以上聞きません。削除されたということで、私が体験したと符合するわけで、やはり削除されたということでもあります。大体こういう経過、事実なんですね。9月1日から新たな設備で、新たな委託という形態で子どもたちに給食を提供していくという大事なときじゃないですか。そういう中で起こったこととして、私はいみじくも述べましたけれども、事業の中身によってチェックの仕方が変わるのかと、力の入れ方が変わるのかと、これではやっぱり困るわけで、ちゃんとした制度にのっとって、きちっと対応していただかないと、再び同じことを繰り返すことになるわけであります。行政実例とか、あるいは都道府県からの契約に対する総務省に対する問い合わせなどで、総務課長や行政課長が回答している内容を見ますと、市長は速やかに議案となるものを入札にかけよと。そして仮契約をする。そして速やかに議長に議案の提出を申し入れ、議長は速やかに議会にこの議決を求めると。そして、議会は速やかにこの契約を議決する。速やかに

というのは直ちにとか、遅滞なくとは、そこまでは求められていないけれども、少なくとも速やかに手続は行ってもら。遅延するようでは困るわけで、ぜひその点、強く言っておきたいと思います。

議会は非常に理解がありますから、この議案が否決されるということはないと思いますけれども、しかし、やはり当然、議案の否決ということはあることなんですね。否決されると、これはどうなるんですか。

朝岡委員長 吉村教育部長。

吉村教育部長 否決されるということは、契約が締結できませんので、物品の納入もできないということになりまして、9月1日からの給食提供はできないという形になろうかと思います。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 給食の提供ということが第一でございますから、全体を見渡して何が一番優先かということ考えた上で、これは最悪でございますけれども、専決処分をした上で、また議会にその承認を求めるといってもあり得るか。まず給食を提供する体制、また、それをリースの形にするにしても予算を伴うわけですから、そのあたりの対応というのは、なってみないとわからないですけれども、まず提供できる体制を整えるということだろうと私は思います。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 この間、議案が否決されるということもやはりたびたびありました。これはなかなか大変なことであります。しかし、商法上の契約というのは、契約自由の原則とか信義誠実の原則に基づいて、民間事業者と対等の立場で、それぞれ自由意志に基づいて、相互の間に権利義務を発生させる法律行為であります。ですから、権力者である市長と民間事業者との商法上の契約が行われると。しかし、そこへ議会が、地方自治法等にのっとり、住民福祉の向上のために、事業そのものを公正ならしめ健全な市政の発展に資するというので、権限が与えられているわけでありまして。もちろん、学校給食が実施されないなんていうことはあってはならない、議会が否決する、あるいは議員が反対するような事務事業の執行というのはあってはならない、私はそう思いますよ。現実には否決されることはあるわけです。そうしたら、これは法律上は入札のやり直し、契約のやり直しになります。これは事実なんですね。だから、そういうご認識もしていただかないと、議会の議決権そのものの軽視につながっていくというふうに思いますので、これは強く言っておきたい、このように思います。

我々は、速やかに遺憾なく学校給食センターの運用ができるようにという立場から物を言っているわけですよ。何でこんなに遅れちゃったんですか。市長が言っているように、ちゃんとしたタイムスケジュールに基づいて、万難を排して準備してやるんだ、これは当たり前じゃないですか。そういうことをやっていただく。こんな議論をしなきゃならないということ自身が、私はあってはならないことだというふうに思います。

そこで最後に、副市長からも教育長からもいろいろ今後の対策、二度とこういうことを繰り返さないようにしていきたい、こういうふうに言われました。ここに今回、初めてこういう事態になって、これからというところはあるかもわかりませんが、少なくともこの議論を踏まえて、改善できる内容について、あるいは決意についてお伺いしておきたい、

このように思います。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 今後の対策についてでございます。まず当然、入札の執行を行う上につきましては、施行伺いの後に業者選定委員会に付しているわけでございますが、これにつきまして、現在、工事請負等、物品もそうなんですけれども、議会の議決が必要か不要かというような様式にはなっていないわけございまして、今後につきましては、各課から業者選定委員会に上がってきます申請書等の様式の見直しを行う予定をいたしておるわけでございます。そして、課内でのチェック体制、または担当課と、今回誤ってホームページに掲載いたしました総務財政課もそうなるわけでございますが、担当課と総務財政課との両サイドから、入札案件についての議決の要、不要を再度確認しまして、今後このような遅延事務がないように職員に周知徹底を行いまして、今後は担当職員の研修会等も開きまして、そのことについて全職員に認識を持たせるということを考えております。今後は二度とこのような遅延を起こすことはないという確信を持って、今、ご報告をさせていただきます。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 副市長の方から強い決意の言葉、具体的な改善の内容についてもお話をいただきました。

結構こういう事例が全国にあるんですね。北海道の深川市でもありますし、ほかでも何か所かあります。これはあってはならないことですが、今回があって、全国でこういう例があるということです。ですから、本当に先ほどおっしゃったように、業選の中で、あるいは入札の実施手続の中で、議会の議決が必要であるかどうかという欄を設け、きちっとやっていく。議会と行政との役割、議会の権限についても、幹部諸君はもちろんのこと、職員一同に周知徹底していただく、勉強していただくということを求めておきたい、このように思います。

以上であります。

朝岡委員長 十分なご議論をいただいたというふうに認識いたしましたので、この議案については質疑を終結させていただきます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第49号、財産の取得について、反対の立場から討論を行います。

今財産取得の目的であります学校給食センター備品等の購入は、安全で安心な学校給食の実施、おいしい給食の提供など、児童・生徒等の健康の増進に資するもので、大いに賛同できるものであります。しかし、議会の役割は、国民、市民の税金で賄われる学校給食センター備品等の財産の取得について、民間事業者との契約の締結に当たり、契約の方法や契約の金額など、議決の対象になっている基本的契約事項について、地方自治法第234条の目的、趣旨に沿った契約の方法が採用され、適正な競争性や透明性、公平性が確保された契約、入札手続が行われているか、また、最少の経費で最大の効果を上げなければならないとした地

方自治法第2条第14項の規定が尊重され、経済的で効率的な手続が行われたかなど、地方自治法第96条第1項第8号の議会の権限に基づき厳正に審査し、議決することにあります。

まず、本議案の大きな問題は、議会の議決権の軽視にあると思います。この第96条の議会の権限は、地方自治体の団体意思及び議会の機関意思を決定するために議会に与えられた最も本質的、基本的な権限であります。議会の存在目的、存在意義の第一に挙げられる権限であります。私が本件、財産の取得に係る事件で、議会の議決事件として提案されていないことを認知したのは、葛城市のホームページに公表されている建設工事等入札結果一覧表を閲覧したことによるものであります。その後、議会運営委員会が開催され、本臨時会に提出される運びになったことはご承知のとおりであります。入札は6月12日に実行されていますので、私が認知するまで約33日、本日まで実に56日、6月15日の仮契約日から53日も経過しているのであります。仮契約が締結された4日後には、6月定例会が6月19日から30日までの12日間開催されていたのであります。その会期中には、新道の駅の地域振興棟が25日入札執行、26日仮契約、27日には追加議案として提案され、6月30日の最終日には議決される、このようにスピードあふれる仕事もやっているわけであります。このことからすると、本当に信じがたいことでもあります。

詰めがおくれた、遅延した、失念していたわけではない、いろいろご説明をいただきました。しかし私自身は、なかなか本当に納得できない、どこに原因があったのかわからないままです。やはり遅延した原因、真相を明らかにしていくことが、よりよい改善につながっていくと考えます。

遅延のために、備品や消耗品の履行期間は、7月10日付の変更契約により7月31日から8月20日に変更され、20日間延長されています。それでも物品の納入期間は13日しかありません。給食センターのスタートに大きな支障が出るのではないのでしょうか。ぜひ支障のないように、万難を排して取り組んでいただくことが必要であります。

議会を軽視し、議決をおくらせてまで、一体何を進めなければならなかったのか、私はこのところがやっぱりわからないんですね。議会の存在が、皆さんの中では本当に端っこの方にしか映っていないということではないのでしょうか。商法上の契約の諸原則や地方自治法等は、市長が入札を執行すれば速やかに仮契約書を交付し、速やかに議会に提案する、議長は速やかに議会に付議し、議会は速やかに審査をし意思決定すること、このことが求められているのであります。不可解なことは、6月12日に入札が実施され、入札結果一覧表としてホームページに掲載されていたにもかかわらず、ホームページから削除されているということでもあります。どうして削除されたのか、こここのところは私もなかなか突っ込むことができませんけれども、仮契約書の第16条には明確に、議会の議決があったときにこの契約書と同一の条項により本契約を締結するものをすると明記されているんですね。議会の議決を全く想定していなかったのではないかと、こういう考えにならざるを得ないわけでもあります。

事務事業によって対応が異なっては困ります。入札契約手続の議案として提出される事務手続等において、責任の所在を明らかにし、協議や決裁の実施、縦割りを廃し、そして、全体が共通した認識に基づくチェック体制の確立が急務であります。このことを強く求めて討

論を終わります。

朝岡委員長 ほかに。

藤井本委員。

藤井本委員 議第49号、この議案について、賛成の立場で討論いたします。

教育長なり教育部長からお話がありました。9月から稼働を開始いたします給食センター、それに伴う備品の購入ということで、念には念をとということでこういう時期になってしまったと、こういうことでございました。細心の注力ということを書べられたわけですが、私なりに、私の持ち得る最大の容量でそのように理解させていただきたいというふうに思っております。今後、それよりも大事なものは、今回のこの一件の流れの中で、念には念を入れたんだということ、いろいろな事務でそのことを忘れず任務に取り組んでいただくことを心からお願いして、賛成討論といたします。

以上です。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

増田副委員長。

増田副委員長 ただいま上程されております議第49号、財産の取得について（葛城市学校給食センター備品等購入）に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案は、本年9月1日より葛城市学校給食センターが稼働することに伴います給食配送、調理に必要な給食用食器、食缶等の備品及び消耗品を契約金額7,225万2,000円で一括購入し、財産を取得しようとするものでございます。本給食センターは、これまで懸案事項でありましたアレルギーを持った生徒・児童への対応、また、新庄地区、當麻地区で相違のあった箸やトレイの問題を解消でき、市内全ての小・中学校及び幼稚園の生徒、園児への配食が可能となる、1日給食能力4,500食の葛城市待望の施設でございます。我々市議会におきましても、事業の計画段階から幾度となく会議を重ね、慎重に審議してまいったものでございます。それは皆様方もご承知のとおりであるというふうに思います。こうした施設の稼働に伴います今回の財産取得、これにつきましては、一括購入という合理的な方法で取得され、評価するものでございます。葛城市の財産である児童・生徒へ安全で安心、おいしい給食を届ける上で、必要不可欠なものでございます。

ただ、本案がこの臨時会での上程となったことに関しましては、大いに一考の余地がございます。しかし、仮契約後に仕様を変更するなどして納期を変更されたことに関しましては、よりよい給食を目指した、いたし方のない変更であったと理解はいたしておりますが、今後は、当然のことながら入札までの十分な検討をいただき、このような事象が二度と起こらぬよう、十分に注意をしていただきたいと思います。

以上の理由を申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

朝岡委員長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議第49号議案を採決いたします。

本案を原案のとおりに可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数であります。よって、議第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで、委員外議員の皆さんから発言の申し出があれば許可いたしたいと思いますが、ございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

以上をもちまして、本日の厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後4時11分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 朝 岡 佐一郎